

令和7年度								工 事 仕 様 書							
工 事 名		草刈業務委託 その2													
工 事 場 所		川越市大字府川地内ほか													
路 河 川 名 称															
事 業 名															
工 事 大 要		本設計書又は本仕様書における語句のうち、「工事」は「委託」と読み替えるものとする。 除草工＝24,600m2 塵芥処理工 一式													

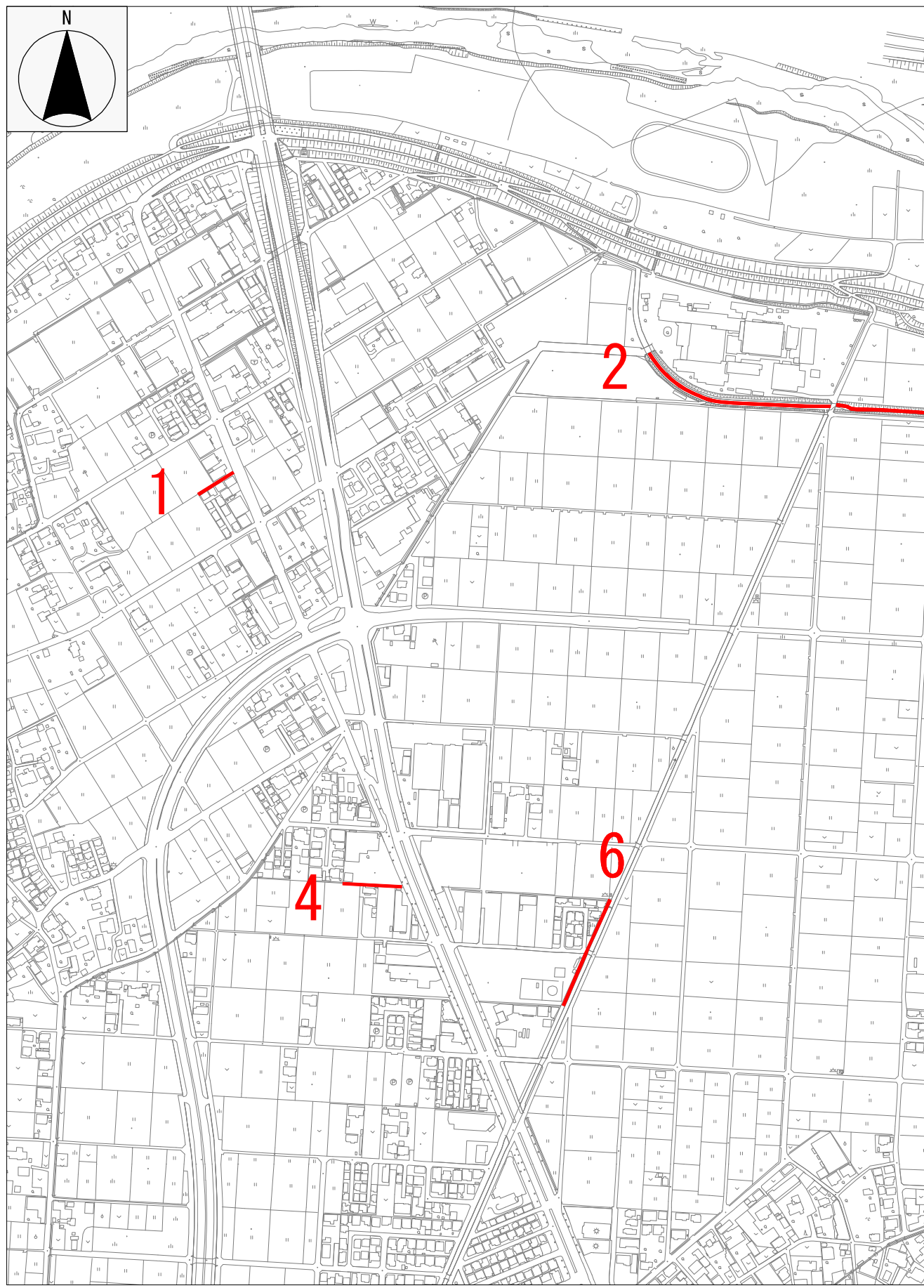
案内図

(その2)



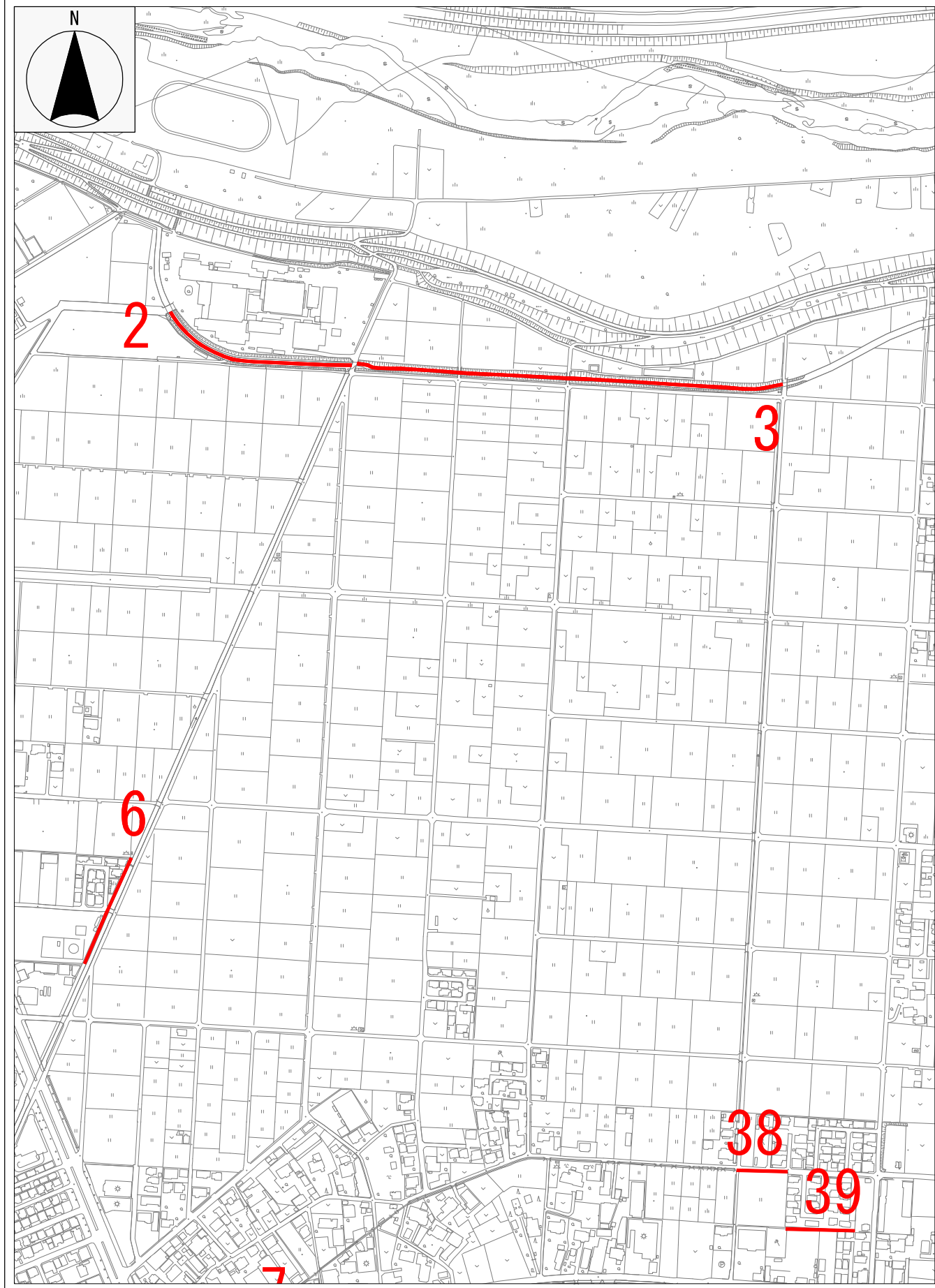
案内図

(その2)



案内図

(その2)



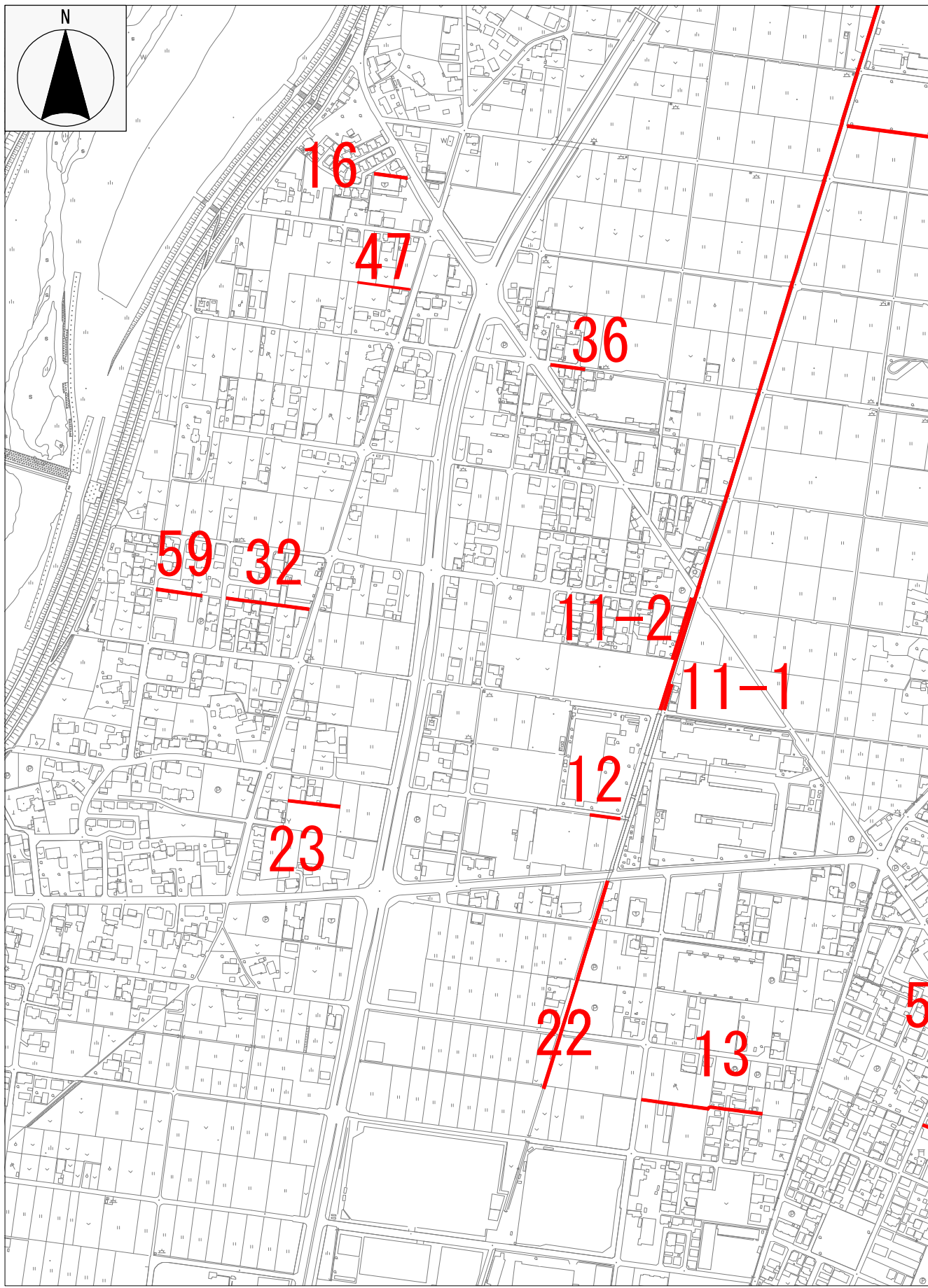
案内図

(その2)



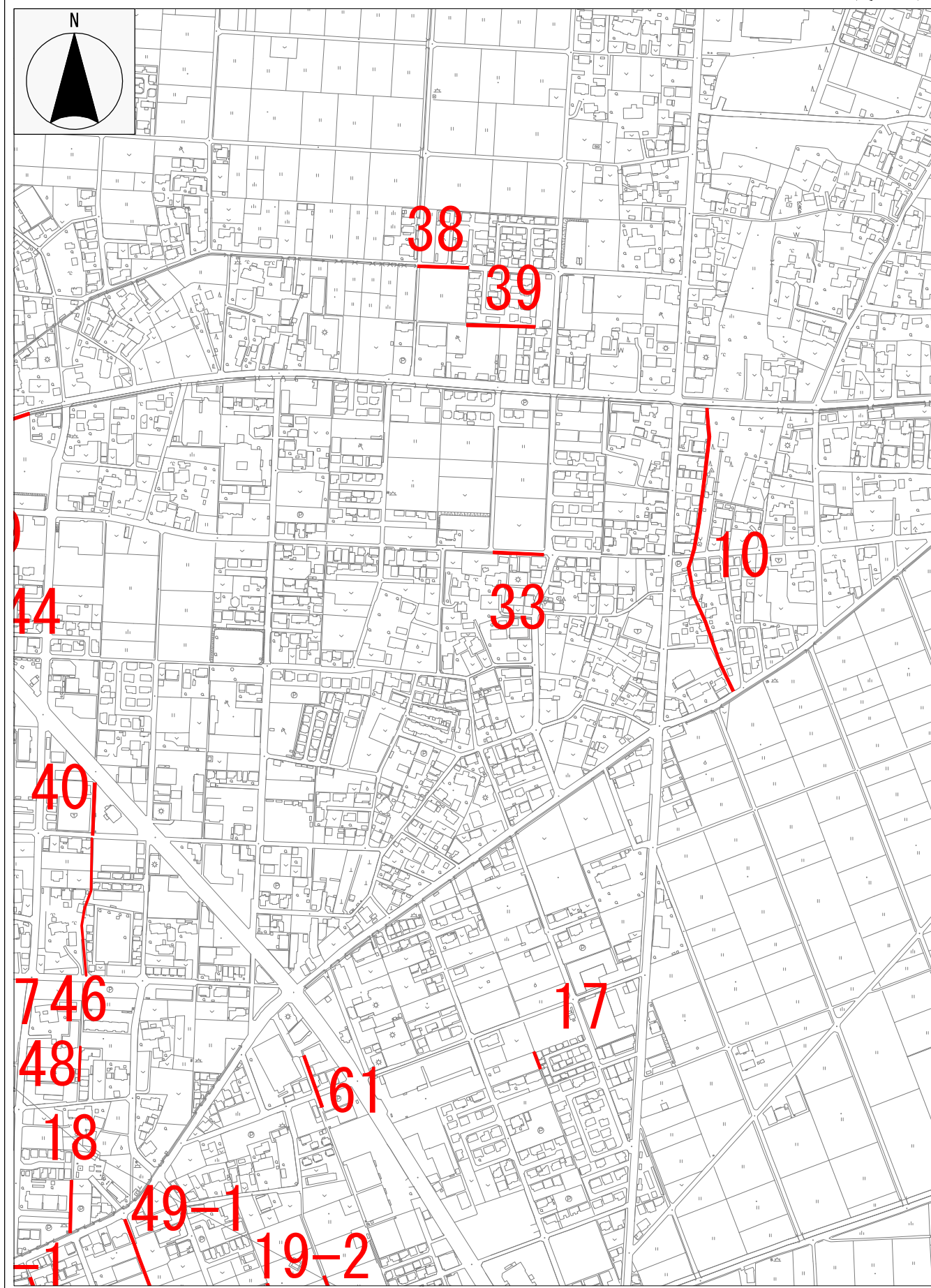
案内図

(その2)



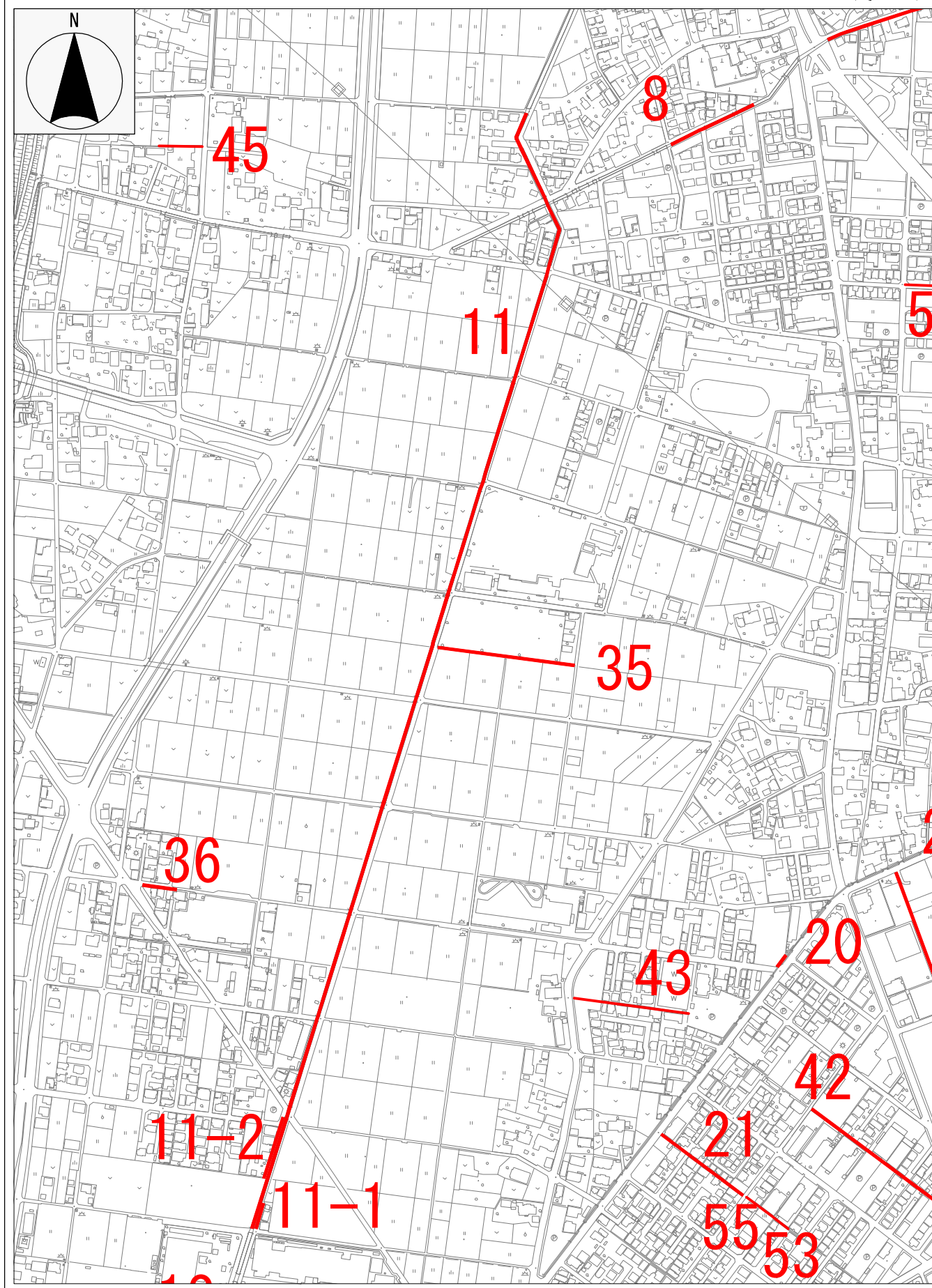
案内図

(その2)



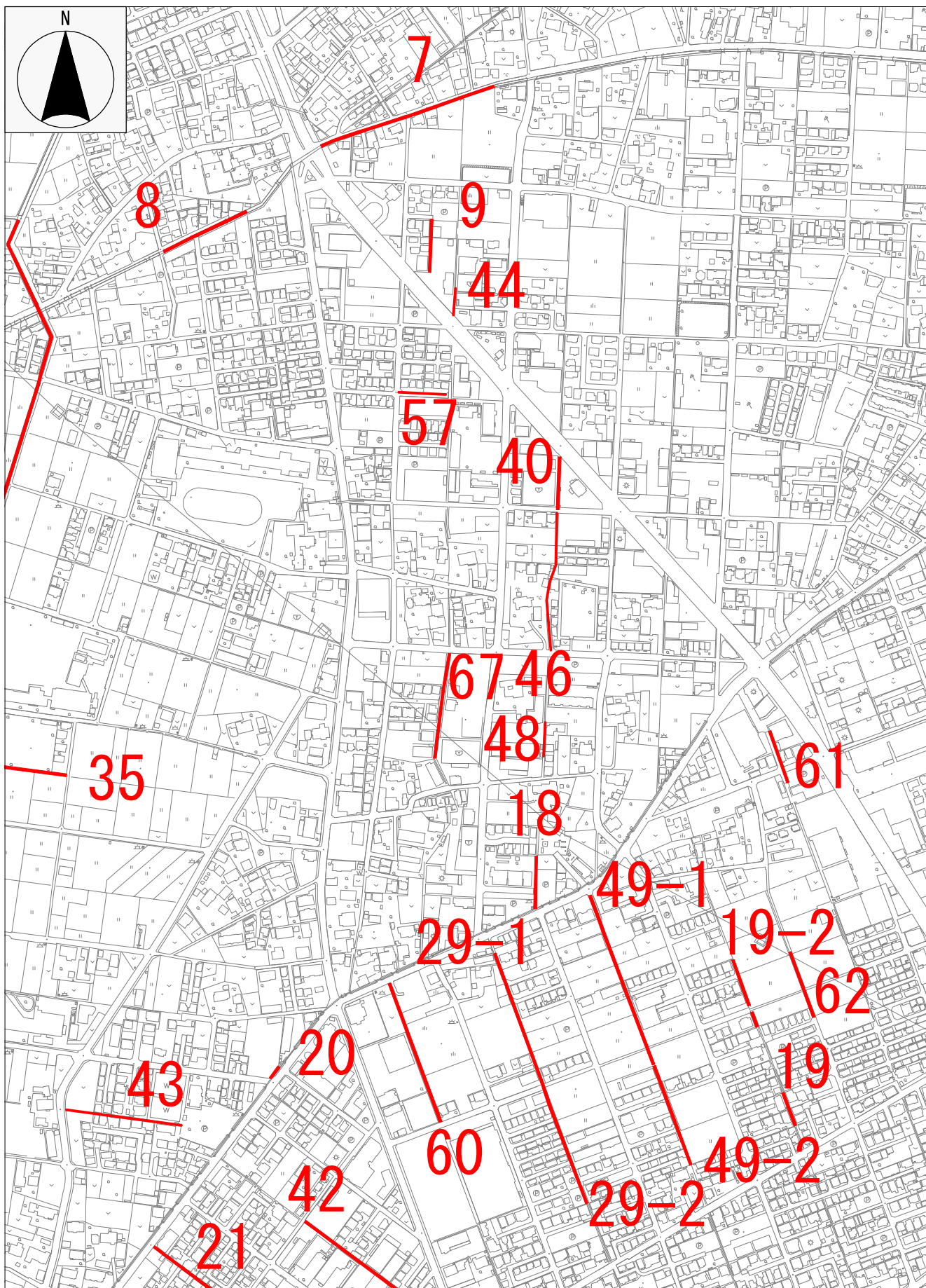
案内図

(その2)



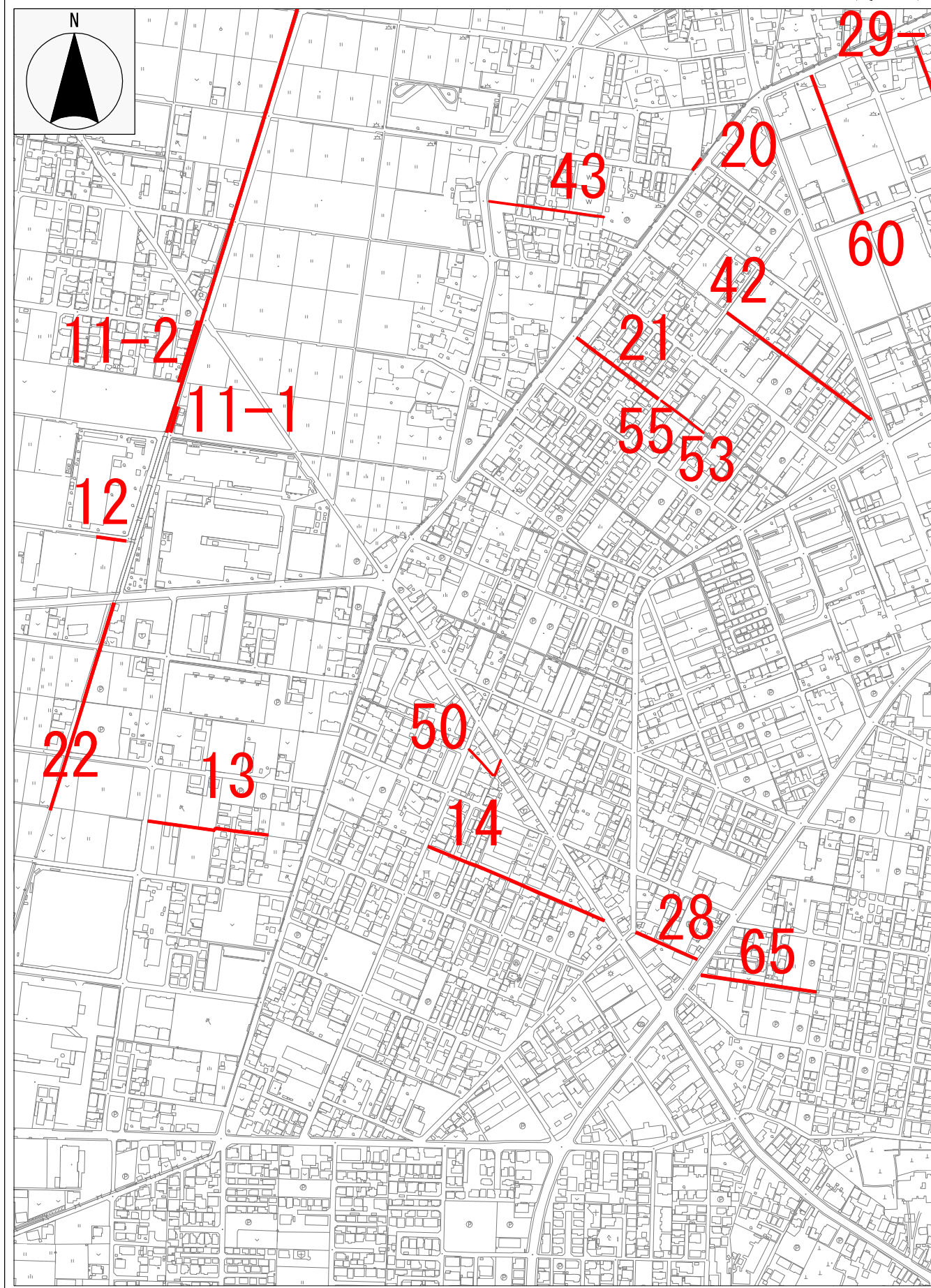
案内図

(その2)



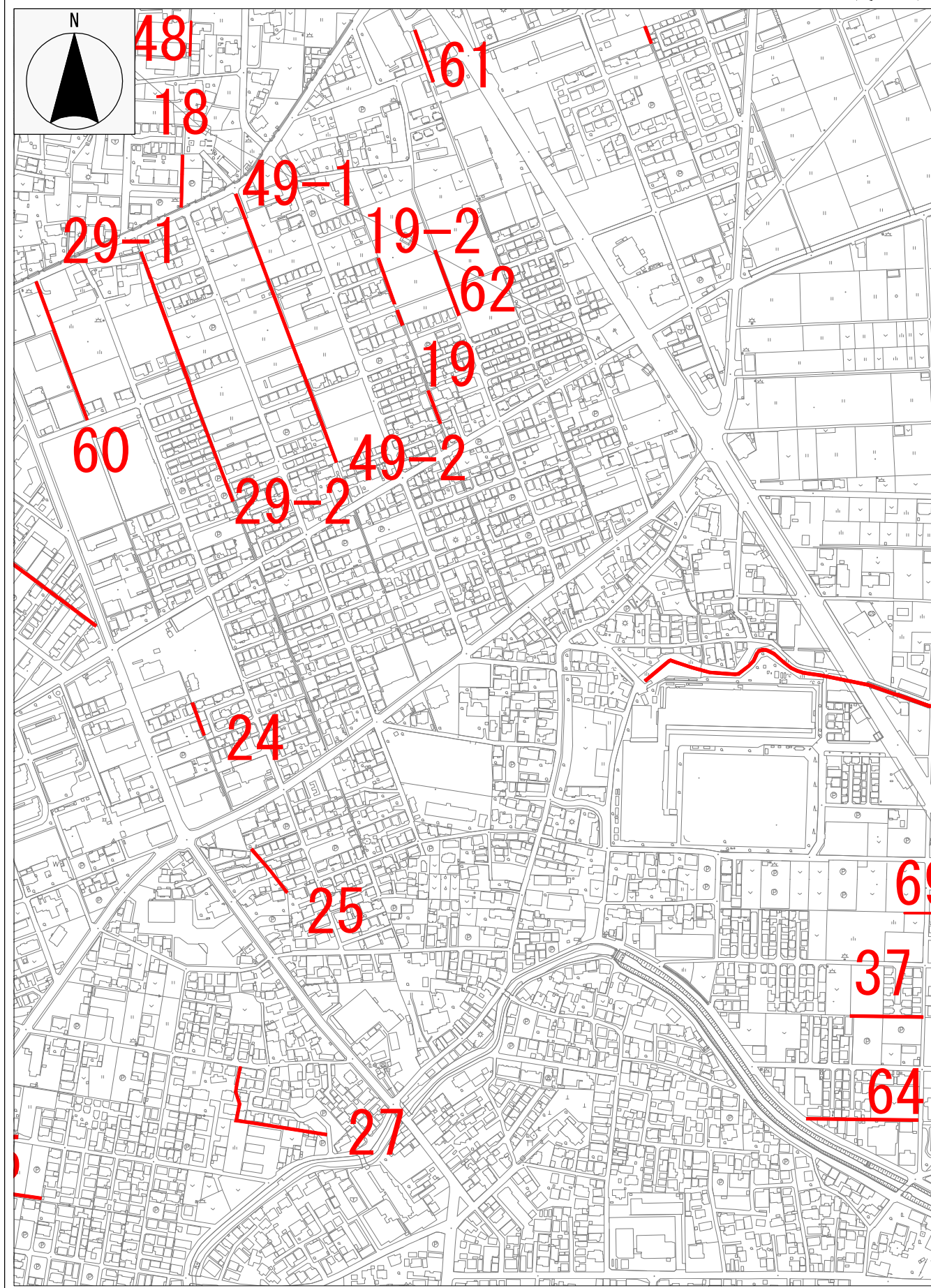
案内図

(その2)



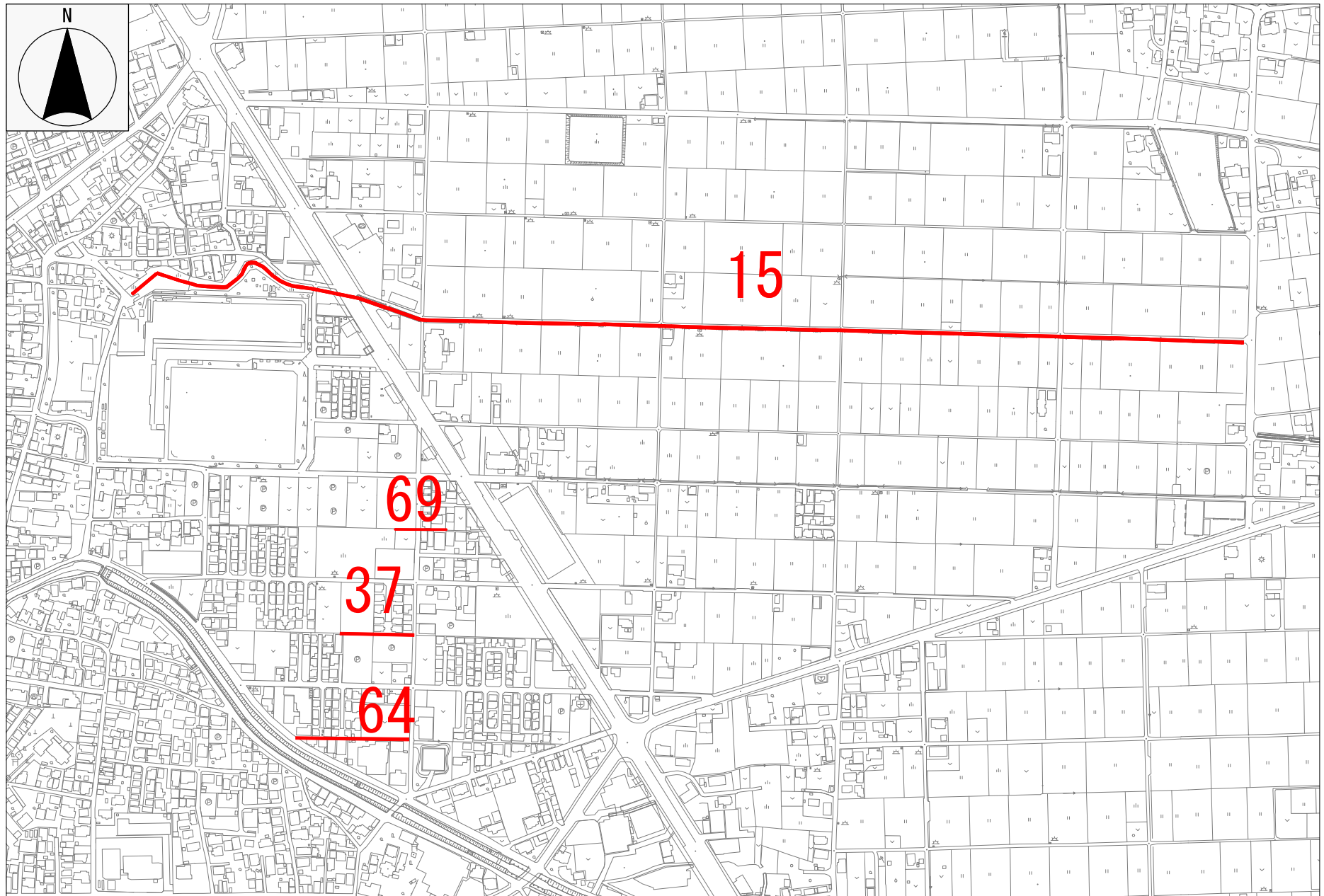
案内図

(その2)



案内図

(その2)



変 更 理 由							
備 考							
地 区	(0001) 県南	労務費補正		1.00	機械経費(賃料)補正		1.00
単価適用年月		(R0704) 令和07年04月					
工 期	当 初	自			至		
		日 数					
	変 更			至			
経費適用年月		令和07年04月					
主たる工種		河川維持工事					
施 工 地 域		適用しない					
設 計	当 初 金 額			変 更 金 額			
	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
請 負	工事価格						
	消費税相当額						
	合計						
	請負増減額						
週休2日区分		採用しない					

本 工 事 費 内 訳 書									
工事区分	工種	種別	細別・規格	数	量	単 位	単 価	金 額	摘 要
河川維持・修繕						式			
				1					
― 河川維持						式			
				1					
― ― 除草工						式			
				1					
― ― ― 堤防除草工						式			
				1					
― ― ― ― 除草						m2			第1号一位代価表
				24,600					
― ― ― ― 集草						m2			第2号一位代価表
				24,600					
― ― ― ― 積込・荷卸						m2			第3号一位代価表
				24,600					
― ― ― ― 運搬(堤防除草)						m2			第4号一位代価表
				24,600					
― ― ― ― 除草処分						m2			第5号一位代価表
				24,600					
― ― 清掃工						式			
				1					
― ― ― 塵芥処理工						式			
				1					

本 工 事 費 内 訳 書								
工事区分	工種	種別	細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
— — —	散在塵芥処理				m2			第6号一位代価表
				24,600				
—	直接工事費				式			
				1				
— —	共通仮設費計				式			
				1				
— — —	共通仮設費（率分）				式			
				1				
—	純工事費				式			
				1				
— —	現場管理費				式			
				1				
—	工事原価計				式			
				1				
— —	一般管理費等				式			
				1				
工事価格					式			
				1				
—	消費税相当額				式			
				1				
工事費合計					式			
				1				

建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。

使用機械の機種・規格及び施工方法は特記仕様書等で定めのある場合を除き、受注者の責任において任意で定め施工すること。ただし、使用機械は、排出ガス対策、低騒音・低振動型建設機械を原則とし、機種や規格については、施工計画書等に明記すること。

第1号一位代価表

除草

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
除草 肩掛式(カッタ径255mm), 無し		m2			第1号施工P
	85				
除草 人力		m2			第2号施工P
	15				
合 計		m2			
	(1		当り		

第2号一位代価表

集草

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
集草 人力		m2			第3号施工P
	100				
合 計		m2			
	(1		当り		

第3号一位代価表

積込・荷卸

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
積込・荷卸 ダンプトラック 2t積級 梱包無し		m2			第4号施工P
	100				
合 計		m2			
	(1		当り		

第4号一位代価表

運搬(堤防除草)

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
運搬(堤防除草)		m2			第5号施工P
ダンプトラック(オンロード・デ・イセ・2t積), 梱包無し, 無し, 6.0km以下, 全ての費用	100				
合 計		m2			
	(1)		当り		

第5号一位代価表

除草処分

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
処分費		m2			
	100				
合 計		m2			
	(1)		当り		

第6号一位代価表

散在塵芥処理

100.000 m2 当り

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
散在塵芥収集		m2			第6号施工P
収集・集積・積込み・運搬, 無し, 6.0km以下, 持込, 全ての費用	100				
合 計		m2			
	(1)		当り		

第 0001 号 一位代価表(施工 P 構成表) 除草

1 m2 当り

(CB320010)

施工P(機 0.930%, 労99.070%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
草刈機[肩掛式] カット径255mm		0.91		K1
特殊作業員		89.21		R1
土木一般世話役		6.98		R2
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 除草機種
J03 飛散防止措置

入力名称
肩掛式(カット径255mm)
無し

第 0002 号 一位代価表(施工 P 構成表) 除草

1 m2 当り

(CB320010)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		90.41		R1
土木一般世話役		5.75		R2
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 除草機種

入力名称
人力

第 0003 号 一位代価表(施工 P 構成表) 集草

1 m2 当り

(CB320030)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		94.42		R1
土木一般世話役		5.58		R2
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 集草機種

入力名称
人力

第 0004 号 一位代価表(施工 P 構成表) 積込・荷卸

1 m2 当り

(CB320040)

施工P(機 0.000%, 労100.000%, 材 0.000%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
普通作業員		100		R1
積算単価		標準単価		

条件名称
J01 機種

入力名称
ダンプトラック 2t積級 梱包無し

第 0005 号 一位代価表(施工 P 構成表) 運搬(堤防除草)

1 m2 当り

(CB320050)

施工P(機22.630%, 労67.310%, 材10.060%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級		22.63		K1
運転手(一般)		67.31		R1
軽油		10.06		Z1
積算単価		標準単価		

J01 条件名称
 J02 運搬機械
 J03 梱包の有無
 J06 DID区間の有無
 J10 運搬距離 片道・梱包無・DID区間無
 費用の内訳

入力名称
 ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積)
 梱包無し
 無し
 6.0km以下
 全ての費用

第 0006 号 一位代価表(施工P構成表) 散在塵芥収集

1 m2 当り

(CB320710)

施工P(機 3.010%, 労95.660%, 材 1.330%, 市 0.000%)

名 称 / 規 格	埼 玉 単 価	構 成 比 (%)	東 京 単 価	摘 要
ダンプトラック[オンロード・ディーゼル] 2t積級		3.01		K1
軽作業員		69.79		R1
土木一般世話役		15		R2
運転手(一般)		10.87		R3
軽油		1.33		Z1
積算単価		標準単価		

	条件名称	入力名称
J01	作業区分	収集・集積・積込み・運搬
J02	DID区間の有無	無し
J03	運搬距離(DID無し)	6.0km以下
J05	ダンプトラック持込・貸与	持込
J06	費用の内訳	全ての費用

	水路番号	延長(GIS) (m)	刈り幅(m)					回数	面積 (㎡)
			左岸		河床	右岸			
			天端	法面		法面	天端		
1	29-15	42.5			0.5			1	21.3
2	(29)川下用水路	200.0		3.0		2.0	0.5	2	2,200.0
3	準用河川古川	440.0	1.0	3.0		2.0	1.0	2	6,160.0
4	31-20	43.0			1.8			1	77.4
5	古川排水機場	30.0			12.0			2	720.0
6	準用河川古川	110.0	2.7					2	594.0
7	(30)寺山用水	200.0					1.0	1	200.0
8	(30)寺山用水	90.0					0.8	1	72.0
9	(公図上水路)	70.0	0.4				0.4	1	56.0
10	30-3	300.0	1.0		1.0			1	600.0
11	準用河川古川	1150.0	1.0					1	1,150.0
11-1	準用河川古川	30.0			1.8			1	54.0
11-2	準用河川古川	50.0	0.3					2	30.0
12	31-59	30.0			1.8			1	54.0
13	31-125	50.0			4.0			1	200.0
14	32-50	180.0	0.4		1.0		0.4	1	324.0
15-0	23-16	12.0			4.0			1	48.0
15-1-1	(23)旧赤間川	63.0	2.0		2.0		0.5	2	567.0
15-1-2	(23)旧赤間川	78.0					3.0	2	468.0
15-1-3	(23)旧赤間川	60.0			9.0			2	1,080.0
15-2	(23)旧赤間川	820.0			2.0			2	3,280.0
15-3	(23)旧赤間川	22.0			3.0			2	132.0
16	33-6	35.0	0.6				0.6	1	42.0
17	32-15	9.0			1.5			1	13.5
18	30-44	65.0			1.8			1	117.0
19	32-22	34.0					1.5	1	51.0
19-2	32-22	50.0					1.5	1	75.0
20	(35)小ヶ谷用水路	13.0	1.0				1.0	1	26.0
21	32-39	100.0	0.8				0.8	1	160.0
22-1	31-134	220.0	0.8				1.0	2	792.0
		44.0	4.0					1	176.0
23	31-コ3	50.0	0.8		0.8		0.2	1	90.0
24	32-64	27.0			1.0			1	27.0
25	32-65	25.0			1.5			1	37.5
27	1-59	80.0	0.5					1	40.0
		45.0	0.8				0.8	1	72.0
28	32-71	45.0			1.5			1	67.5
29-1	32-29	150.0			4.0			1	600.0
29-2	32-29	100.0			1.5			1	150.0
30-1	27-67	90.0	0.5		1.5			1	180.0
30-2	27-67	120.0			2.0			1	240.0
31	古川排水機場	21.0			11.5			1	241.5
32	33-14	87.0					0.5	1	43.5
33	30-6	26.0			2.0			1	52.0
35	31-102	120.0			1.5			1	180.0
36	31-51	20.0			0.6			1	12.0

大字府川地内ほか

	水路番号	延長(GIS) (m)	刈り幅(m)					回数	面積 (㎡)
			左岸		河床	右岸			
			天端	法面		法面	天端		
37	23-9	90.0			0.6			1	54.0
38	28-31	50.0			1.2			1	60.0
39	28-32	55.0			2.0			1	110.0
40	30-25	50.0			4.0			1	200.0
42	32-27	200.0			1.3			1	260.0
43	30-33	36.0			1.8			1	64.8
44	30-28	10.0			2.0			1	20.0
45	29-コ3	15.0	0.4					1	6.0
46	30-25	105.0			1.8			1	189.0
47	33-8	20.0			1.0			1	20.0
48-1	30-25	30.0			1.8			1	54.0
48-2	30-25	20.0			1.8			1	36.0
49-1	32-27	170.0			3.0			1	510.0
49-2	32-27	100.0			3.5			1	350.0
50	公図上水路	50.0	0.3		1.2		0.3	1	90.0
53	32-39	10.0			1.0			1	10.0
55	32-39	100.0			0.4			1	40.0
57	山田1690-4北	20.0			0.5			1	10.0
59	33-14	35.0			0.8			1	28.0
60	32-31	150.0			2.5			1	375.0
61	32-20	40.0			4.7			1	188.0
62	32-21	65.0					1.0	1	65.0
64	23-7	110.0			1.9			1	209.0
65	1-61	20.0			1.8			1	36.0
67	30-28	15.0			3.9			1	58.5
69	23-13	25.0			0.6			1	15.0
		7237.5							24,631.5

15-1-2 平均幅

草刈業務委託特記仕様書

1 目 的

この仕様書は、河川の適切な維持管理を図ることを目的とする。

2 対象河川

案内図のとおり

3 委託期間

委託締結日から令和7年11月28日まで

4 実施時期

3回刈りの箇所は6月・8月・9月、2回刈りの箇所は6月・9月、1回刈りの箇所は9月に草刈り作業を行うこと。周辺状況や近隣からの要望等により、これ以外になる場合は監督員と協議を行うこと。

5 作業日・時間等

平日の9時から17時に行うこと。これ以外になる場合は監督員と協議を行うこと。

6 法令等の遵守及び手続の代行

関係する法令、条例及び規則等を遵守し、作業の円滑な進捗を図るものとする。
また、官公署等への必要な届出、手続き等は、速やかに処理しなければならない。

7 服 務

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙禁止地区では路上喫煙してはならない。

また、業務に従事する者は、市の業務として節度ある行動と態度で臨むこと。

8 業務開始前の準備

受注者は、事前に作業箇所の状況を把握するとともに、監督員と十分な打合せの上、その指示に従い業務を効率よく安全に遂行すること。

9 現場の安全管理

作業の実施にあたっては、必要な安全措置を講じ、第三者や第三者の所有物、構造物に損害を与えないように作業を行うこと。

10 写真撮影

受注者は、各作業毎に施工状況写真を撮影、整理し、監督員の確認を受ける。写真はカラーとし、作業の実施前、実施中、実施後の状況をそれぞれ同じ位置・方向から撮影するものとする。

写真を撮る頻度は、1箇所につき起点と終点とし、延長50mごとに1測点追加するものとする。

監督員と協議の上、電子納品も可能とする。「川越市工事書類（写真）電子納品運用取扱基準」を川越市総務部技術管理課ホームページで確認すること。取扱基準を確認するにあたり、「工事」を「業務委託」と読み替えること。

11 支払方法

完了払い

1 2 注意事項

受注者は、業務を実施するにあたって、業務に支障のないように次のことを注意する。

1) 現地確認

境界杭や境界標、周辺構造物の位置を確認し、写真の撮影や明示を行うこと。

2) 機械除草

機械除草では、近辺の樹木・草花・構造物を損傷しないように注意しつつ、5 c m程の高さに刈込む。これが不可能な場合、監督員と協議を行うこと。また、除草機械等は建物や人の方向に向けてないようにして、作業中の安全に注意する。境界杭や境界標の位置を確認し、それらを破損したり、民地へ無断で侵入しないよう作業を行う。

2) 人力除草

植樹の根ぎわ、構造物周りで機械刈りの適当でない場所又は不可能な場所は手刈りとする。手刈りにおいては、原則として根ごと取り除く。

3) 除草後処理

除草等の処理は速やかに集草及び搬出し、指定場所を定め処分すること。

4) 立会い

業務を終了した時は、その都度、監督員の立会を受けること。

5) 事故又は異常報告

受注者は、除草等作業中、構造物・樹木・作物等に損害を与えたとき、又は異常を発見したときはただちに監督員へ報告すること。

1 3 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、市の承認を得るものとする。

1 4 委託業務実施計画書について

受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて委託業務実施計画書を作成し、発注者に提出すること。

1 5 委託業務実施報告書について

1回目、2回目の草刈作業が完了するごとに委託業務実施報告書を提出すること。

1 6 業務従事者について

受注者は、業務に従事する者を明確にし、業務の履行に関し必要な事項について監督及び教育を行わなければならない。その者を変更したときも同様とする。

また、高所作業時等において、発注者から求めがあったときは、業務に従事する者を報告しなければならない。

1 7 その他

その他疑義がある事項については、発注者・受注者双方で協議の上、解決するものとする。

委託業務実施計画書作成要領

1 趣 旨

この要領は、「草刈業務委託特記仕様書」14に定める委託業務実施計画書の作成について適用するものとし、作成に必要な事項を定めるものとする。

2 計画書の構成

計画書は、次の事項をもって構成する。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ①業務概要
- ②「委託業務実施計画書」
- ③管理技術者等通知書
- ④作業体制表
- ⑤使用機器材一覧表
- ⑥受託業務の工種別施工管理計画
- ⑦安全・環境対策
- ⑧緊急時の体制（連絡網）及び対応
- ⑨発生材処分計画
- ⑩その他

3 各事項における留意点

- (1)「委託業務実施計画書」は、施工管理計画に基づき工種ごとに記述すること。
- (2)施工管理計画の作成にあたっては、受託箇所を十分に把握した上で、工種別の実施に際しての留意点等管理計画について詳細に記述すること。

4 内容変更

計画書の内容に変更が生じた場合には、受注者はその都度当該業務に着手する前に、変更に関する事項について監督員に報告するものとする。